

レインフォレスト・アライアンス方針

移行期間の審査のための認証・審査規則の変更に関する方針

第1.2版



**RAINFOREST
ALLIANCE**



レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために、社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。翻訳で生じた不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.org にアクセスするか、info@ra.org またはレインフォレスト・アライアンス アムステルダム事務所 (Rainforest Alliance Amsterdam Office, De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands) にお問い合わせください。

資料名		資料コード	版
移行年の審査のための認証・審査規則の変更に関する方針		SA-P-GA-8-V1.2	1.2
初版日	改訂日	有効開始日	有効終了日
2021年7月13日	2022年5月10日	2021年7月1日	2023年6月30日
開発者		承認者	
国際保証部		基準および保証部ディレクター	
リンク先			
<ul style="list-style-type: none">SA-R-GA-1 2020 認証・審査規則SA-S-SD-1 レインフォレスト・アライアンス 持続可能な農業基準 農場要件SA-S-SD-2 レインフォレスト・アライアンス 持続可能な農業基準 サプライチェーン要件SA-R-GA-2 レインフォレスト・アライアンス 2020 移行規則			
差し替え			
SA-P-GA-8-V1.1 移行年の審査のための認証・審査規則の変更に関する方針			
該当者			
CB、認証保有者、および認証保有希望者			
国/地域			
すべて			
農作物		認証の種類	
すべての農作物		農場認証保有者 サプライチェーン認証保有者	



2021年7月13日版からの主な改訂事項

移行期間の審査のための認証・審査規則の変更に関する方針について、2021年7月13日に発行された旧版からの主な改訂事項の概要は、下記の表の通りです。

章	改訂内容
CAR ¹ 1.4.20 (旧 ² 1.4.24)	削除。審査計画は、必ずCB責任者電子メールで送信。 新規。レインフォレスト・アライアンスは、締結された契約の概要を要求することができる。
CAR 1.4.22 (旧 1.4.26)	新規。レインフォレスト・アライアンスは、提供される予定の、国ごとの主要なリスクの一覧に基づいた、ライセンス精査手順のために、追加の情報を要求することができる。
CAR 1.4.46	削除。別途通知があるまでの間、ライセンス要求手順は、RACPで行われない。これについては、現在は認証規則第1.2版で取り扱われている。
CAR 1.5.4 (旧 1.5.5)	削除。拘束力がなくなる予定の移行規則への言及。
CAR 1.5.44	新規。わずかな例外を除いて、遠隔で実施されるべき追跡審査。現地追跡審査は、CB審査計画に含められなければならない。
CAR 1.5.45	新規。レインフォレスト・アライアンスは、追跡審査の遠隔での実施をCBに要求することができる。
CAR 1.7.10 (d)	新規。1回目の移行審査を2021年7月1日と2022年9月30日の間に実施するCHに関して明確化。 変更。移行年は1年ではなく2年。
CAR 1.8.1	新規。CBは、移行手順の速やかな遂行のために協力する。
CAR 2.4.10	新規。移行期間中、内部監査員の立ち会い審査は必須ではない。
CAR 2.5.7	新規。移行期間中、本項目はCAFの使用で置き換えられる。
CAR 2.13.4	新規。場合によっては、レインフォレスト・アライアンスは、適合の証拠の説明も、CBに要求することができる。
	新規。移行期間中、非認証農作物を栽培している農場単位の位置情報データは不要。
TR ³ F4	新規。スマートメーター要件が拘束力をもつ日。
TR F49	新規。給与評価ツール要件が拘束力をもつ日。
TR F56	新規。2回目の移行審査認証書の有効期限。
TR F74	新規。引き続き適用される移行規則。
TR SC111	新規。引き続き適用される移行規則。
TR SC112	新規。引き続き適用される移行規則。

1. はじめに

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムでは、当団体の保証システムを強化するために、いくつかの重要な刷新が導入されています。これらが完全に実装されるためには、当初の予定よ

¹ CAR 認証・審査規則。

² 旧 旧版の認証・審査規則での本条項の番号。

³ TR 移行規則。



りも時間が必要になることを、当団体は認識しています。そのため、レインフォレスト・アライアンスは、2年の移行年中、本方針に要約された改訂事項を許可します。認証・審査規則が、確実に、プログラム全体で一貫性を持って実施されるようにするため、本方針で改訂事項について説明します。

2. 用語と略語

CAF	認証申請書
CAR	レインフォレスト・アライアンス 2020 認証・審査規則
CB	認証機関
CH	認証保有者
RACP	レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォーム

3. 目的

公開済みの認証・審査規則第 1.1 版に対する許可された改訂事項を通知し、円滑な移行認証審査を可能にする。

4. 方針

下記の表で説明される改訂事項は、移行認証審査に対してのみ適用されます。

CAR の項目	従来規則	許可された変更内容
1. 4. 20	CB は、審査(認証、再認証、監視)の初日の 6 週間前に RACP に審査開始予定日を示すものとする。	移行年中、審査初日を 6 週間前に CB が設定することは不要。審査日が審査対象の CH と合意されていて、十分な審査準備が完了している限り、 CB は、審査を前倒しで開始しても構わない 。CB は、毎月の審査計画を、暫定と確定の日程を記載して、各月の 14 日と 28 日までに、隔週で、RA に通知する必要がある。レインフォレスト・アライアンスは、CH と締結した契約の概要を CB に要求する権利を留保する。
1. 4. 22	すべての CH は、審査準備または認可データを完成または改訂し、以下のリストから該当する文書/データを提供するものとする。[12 文書の一覧]	移行審査のために、 CH は、審査前に、以下の 5 文書のみを CB に提供する必要がある 。 a. CAF の認証範囲情報 b. 自己査定 c. 団体構成員登録 d. 適用要件のチェックリスト e. 該当する場合、最新の審査報告書と取引報告書 サブライチェーン CH は、サブライチェーンリスク査定 (SCRA) 検証レベル算定結果も提供しなければならない。 CB は、引き続き、審査中に、規則 1. 4. 22 に記載されたその他の文書を検証する必要がある。 レインフォレスト・アライアンスは、提供される予定の、国ごとの主要なリスクの一覧に基づいた、ライセンス精査手順の一環として、CB からの追加の情報を要求する権利を留保する。
1. 5. 44	CB は、現地で追跡審査を実施する必要があるかどうか、あるいは机上追跡審査で十分かどうか	すべての追跡審査は、遠隔で実施され、更新された文書での実証または条項 1. 7. 10 (d) に従



CAR の項目	従来の規則	許可された変更内容
	うかを判断するものとする。机上追跡審査は、CB がそれで十分と判断する場合、NC 解消の証拠の遠隔検証に限定しても構わない。	<p>った取り組み計画での解消が不可能な不適合の解消の確認のためだけに使用されなければならない。</p> <p>計画での解消が不可能な不適合は、通常、慣行に関連する組織全体の深刻な問題であり、文書不足の問題にとどまらない。</p> <p>追跡審査は、労働者と対面面談をすることまたは重要な対策の実施を実地で確認することが不可欠な場合にのみ、現地での実施が認められる。</p> <p>CB は、追跡審査を現地で実施する意向の場合、審査計画手順で事前に RA に通知し、その理由を示さなければならない。または、追跡審査が現地で実施される場合、CB は、最終審査報告書で現地確認の理由を示さなければならない。</p>
1.5.45	レインフォレスト・アライアンスは、認証周期中のいかなる時点でも、CB の決定にかかわらずに、CB に現地追跡審査の実施を要求する権利を留保する	レインフォレスト・アライアンスは、遠隔追跡審査の実施を CB に要求することができる。
1.5.4	CB は、認証審査および監視審査に加えて、レインフォレスト・アライアンス CH のポートフォリオに含まれる CH のうち、少なくとも 10% に対して抜き打ち審査を実施し、選択した CH の適合性の継続性を検証するものとする。	移行年中、 抜き打ち審査は必須ではない。
1.7.10	CH は、以下を含む、是正措置計画を CB に提出するものとする。	
(d)	根本原因に対する長期的な解決策が、NC 解消に認められている最大期間を超える必要がある場合、(短期的な解決策の) 是正の完全な実施が 10 週間以内に完了し、是正措置計画の行動が具体的で時間的な制約があり、最大許容期間内に開始され、CH の認証書の終了前に最終的に完了し、かつ以下の期間内に完了する限り、是正措置計画をもって NC を解消することができる。	<p>移行期間審査中、根本的な原因に取り組むために長期的な解決策が必要な NC については、10 週超にわたる NC 解消取り組み計画をもって解消されることが認められる。ただし、それらの取り組みが、その 10 週間の是正期間中にすでに開始されていて、1 回目の認証周期の認証審査までに完了する予定であることを条件とする⁴。</p> <p>⁴ 1 回目の移行審査を 2021 年 7 月 1 日と 2022 年 9 月 30 日の間に実施する CH については、その取り組み計画に、2 回目の移行審査までに完了予定の取り組みと、1 回目の認証周期の認証審査までに完了予定の追加の取り組みが、明記されることが望ましい。</p>
		<p>また、小規模構成員が 500 人を超える生産者団体は、要件 1.2.12 (位置情報データ) に関連する NC を、2 年間の移行期間中に解消することが不可能な場合、是正の遅れが見込まれる正当な理由をまとめた説明文書を CB に送付するものとする。</p> <p>そのような生産者団体は、2 回目の認証周期の認証審査までに 100% の実施を達成する計画を提出するものとする。 この計画には各年の具体的な目標が含まれていなければならない、それらの目標に対する進捗は文書で記録されなければ</p>

⁴ サプライヤーと下請業者が準拠していることと認証されていることが必要な要件 1.2.3 の遵守は、1 回目の認証周期の認証審査中にのみ確認される。



CARの項目	従来の規則	許可された変更内容
		ならない。これらのうちのいずれかを達成できなかった場合、その生産者団体に NC が付与される。
1.8.1	認証書は、新しい認証周期のためにのみ1つのCBから別のCBに移行できる(したがって認証書は3年に1回しか移行できない)。	移行期間中、CHは、その国と範囲に対して認定されたいずれのCBを雇っても構わない。CBは、このCHの手順の速やかな遂行のために協力するものとし、これを決して妨げないものとする。
1.8.4	次のようなCHについては、新しいCBへの移行または認証申請は受け付けられない。[5要素の一覧]	移行期間中、この規則は適用されない。
1.8.5	認証書の移行要求は、移行を要求するCHによってRACP上で行われるものとする。	移行期間中、この規則は適用されない。
1.8.7	従来のCBは、組織から送られた移行要求の受信を確認し、要求から1週間以内に新しいCBに通知するものとする。従来のCBは、移行が行われる前に清算されるべき未払金があるかどうかをCHに示すものとする。未払金がない場合、新しいCBは要求を受け入れることができ、CHに自由に連絡し申請および認証手順を開始できる。	そのCHの前の審査を実施したCBが、 未払金がある ことを新しいCBに通知済みの場合、新しいCBは、そのCHと契約を締結できない。この場合、新しいCBは、そのCHの審査を受諾する前に、以前のCBへの未払金が精算済みであることの証拠を、受け取り、保存しなければならない。
1.8.8	新しいCBは、移行前および移行要求を受け入れる前に、CHに関する詳細を確認する必要がある。この確認には以下が含まれる。[6要素の一覧]	移行期間中、この規則は適用されない。
2.3.18	CBは、各審査開始日の少なくとも2週間前に、詳細な審査計画とともに、審査リスク査定をRACPにアップロードするものとする。	移行期間中、審査の2週間前にCBがRACPに 審査リスク査定をアップロードする必要はない 。ただし、CBは、CAFのCHリスク査定を完了させ、 審査報告書を提出する際にそれを含まなければならない 、また、要求があれば提出前にそれをRAに提供しなければならない。
2.3.19	審査ごとにCBが実施する審査リスク査定では、少なくとも以下を考慮する必要がある。 [21要素の一覧]	CBは、CAFのCHの リスクレベル計算を完了させることのみ、行う必要がある 。CBは、規則2.3.20に従って審査中に検証すべき具体的なリスク領域を特定するため、および項目2.5に従って最短審査期間を計算するために、この査定を使用する。
2.4.3.b	この文書内の特定の規則で指定されていない限り、計算された数が5より小さい場合、CBは、人口サイズが5より小さい場合、審査サンプルに少なくとも 5 またはそのようなすべての対象(農場、人/労働者、文書、取引など)を含めるものとする。	人/労働者、文書、取引などの場合は、計算された数が5より小さい場合、CBは、 少なくとも3つの要素を含めるものとする 。農場単位の数に関しては、計算された数が5より小さい場合、CBは、少なくとも2つの農場単位を含めるものとする。
2.4.10	CB審査団は、認証/監視審査中にその能力と遂行内容を検証するために、少なくとも内部監査員の総数の平方根または8のいずれか小さい方の立会い審査を実行するものとする。 […]	移行期間中、この規則は適用されない。
2.5.4	危険因子(RF/リスクファクター)	CBは、CAFのリスク査定で得られた 危険因子(RF/リスクファクター) を、規則2.5.4に従った審査期間の計算に 使用するものとする 。最短審査期間を計算するための定型書式も、CAFに含まれている。
2.5.7	最短審査期間の推定	移行期間中、本項目は適用されない。審査期間の推定には、CBはCAFを使用しなければならない。



CARの項目	従来規則	許可された変更内容
2.13.4	チェックリストと審査報告書には、審査所見(適合性と不適合性)と、審査中に得られた必要な客観的証拠の説明を含めて、情報の読み手が結果の性質と規模/影響を理解できるようにするものとする。[…]	適合の証拠の説明は、CAFのCHリスク査定で高リスクと報告された問題に対してのみ必要。 レインフォレスト・アライアンスは、農作物部門および/または国の決められた組み合わせにおける、特定の要件に関する適合の証拠の説明を、CBに要求する権利を留保する。 ただし、証拠説明は、引き続き、不適合があるすべての要件に対して必須である。
付属書AR4.2規則2	現地審査の前に、CBは、レインフォレスト・アライアンス児童労働および強制労働に関する農作物別危険分布図、および/またはCB(審査準備中の審査リスク査定)および/またはレインフォレスト・アライアンスによって特定された結社の自由に対する不適合の(最)高リスクに基づいて、児童労働および/または強制労働のリスクが高い農場基準審査で、関係者の情報収集を行うものとする。	関係者の情報収集は、次の場合のみ必須である。 1. 審査開始日前の直近の12ヶ月間に、児童労働、強制労働、または結社の自由に関連する苦情があった場合。または、 2. そのCHの前回の審査中に、これらの問題に関連する要件に不適合が提起されていた場合。 レインフォレスト・アライアンスは、農薬の使用や空中散布など、その他の要件に関連する事例に対する特定のCH審査のために、関係者への情報収集の実施をCBに要求する権利を留保する。
付属書AR4.10規則53	CB(審査リスク査定)および/またはレインフォレスト・アライアンスによって社会的要件論題に関する不適合の(最)高危険度が特定された場合、CBは本付属文書の要件に従って現地外調査を実施するものとする。	現地外調査は、次の場合のみ必須である。 1. 審査開始日前の直近の12ヶ月間に、社会的要件項目に関連する苦情があった場合。または、 2. そのCHの前回の審査中に、必須社会的要件に1つ以上の不適合が提起されていた場合。 レインフォレスト・アライアンスは、農薬の使用や空中散布など、その他の要件に関連する事例に対する特定のCH審査のために、現地外調査の実施をCBに要求する権利を留保する。
	新規	非認証農作物を栽培している農場単位の位置情報データの提供を必要とする要件は、移行審査では必須ではない。

拘束力がある移行規則

移行規則第1.1版の文書は、1回目の移行審査が無事に完了されると、廃止になります。ただし、以下の規則は、下記の表に概説された変更内容とともに、農場(F)およびサプライチェーン(SC)認証保有者に対して、引き続き適用されます。

章	従来規則	変更内容
F4	レインフォレスト・アライアンス2020基準のその他の農業要件は、次の通りに発効する。スマートメーター要件は、必須か自己選択型かを問わず、2022年7月1日をもって発効し、同日以降にのみ審査されるものとする。[…]	スマートメーター要件は、2023年7月1日になるまで発効しない。
F49	生活賃金に関する要件5.4.1への不適合の場合、給与評価ツールの全項目入力完了の期限は、1回目の正規の審査までの延長が認められる。	認証保有者は、2回目の移行審査までに、給与評価ツール要件に準拠しなければならない。



F56	移行期間審査では、問題がなければ、レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムの1年限りの移行認証書が付与される。	2回目の移行審査で肯定的な決定だった場合、1年限りの移行認証書が付与される。
F74	2023年1月1日以降は、移行認証書および/またはレインフォレスト・アライアンス 2020 認証書を取得済みのCHのみが、従来のUTZまたはレインフォレスト・アライアンス認証プログラムの下で認証された数量での活動および取引の実施継続が認められる。	引き続き適用される。
SC111	2022年12月31日まで、CHは、次の場合、従来のUTZまたはレインフォレスト・アライアンス認証プログラムの下で認証された数量での活動および取引の実施が認められる。有効な従来のUTZ認証書もしくはライセンスを保有している、または、有効な従来のレインフォレスト・アライアンス認証書、ライセンス、もしくは認可を保有している、または、有効なレインフォレスト・アライアンス 2020 移行認証書もしくは認可を保有している。	引き続き適用される。
SC 112	2023年1月1日以降、CHは、次の場合のみ、従来のUTZまたはレインフォレスト・アライアンス認証プログラムの下で認証された数量での活動および取引の実施継続が認められる。移行認証書を取得済みであり、かつ、移行認証書の有効終了に先んじて自身のレインフォレスト・アライアンス 2020 アカウントに従来の数量を移動/統合済みである。	引き続き適用される。